



営利企業による医療の支配

～ 医療法人の議決権取得～

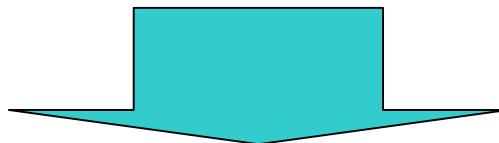
日本医師会

平成16年6月23日

規制改革・民間開放推進会議 官製市場民間開放委員会

営利企業による医療の支配に反対する

- 医療法人に出資すること
- その最高意思決定機関である社員総会(社団の場合)の議決権を一定数得ること

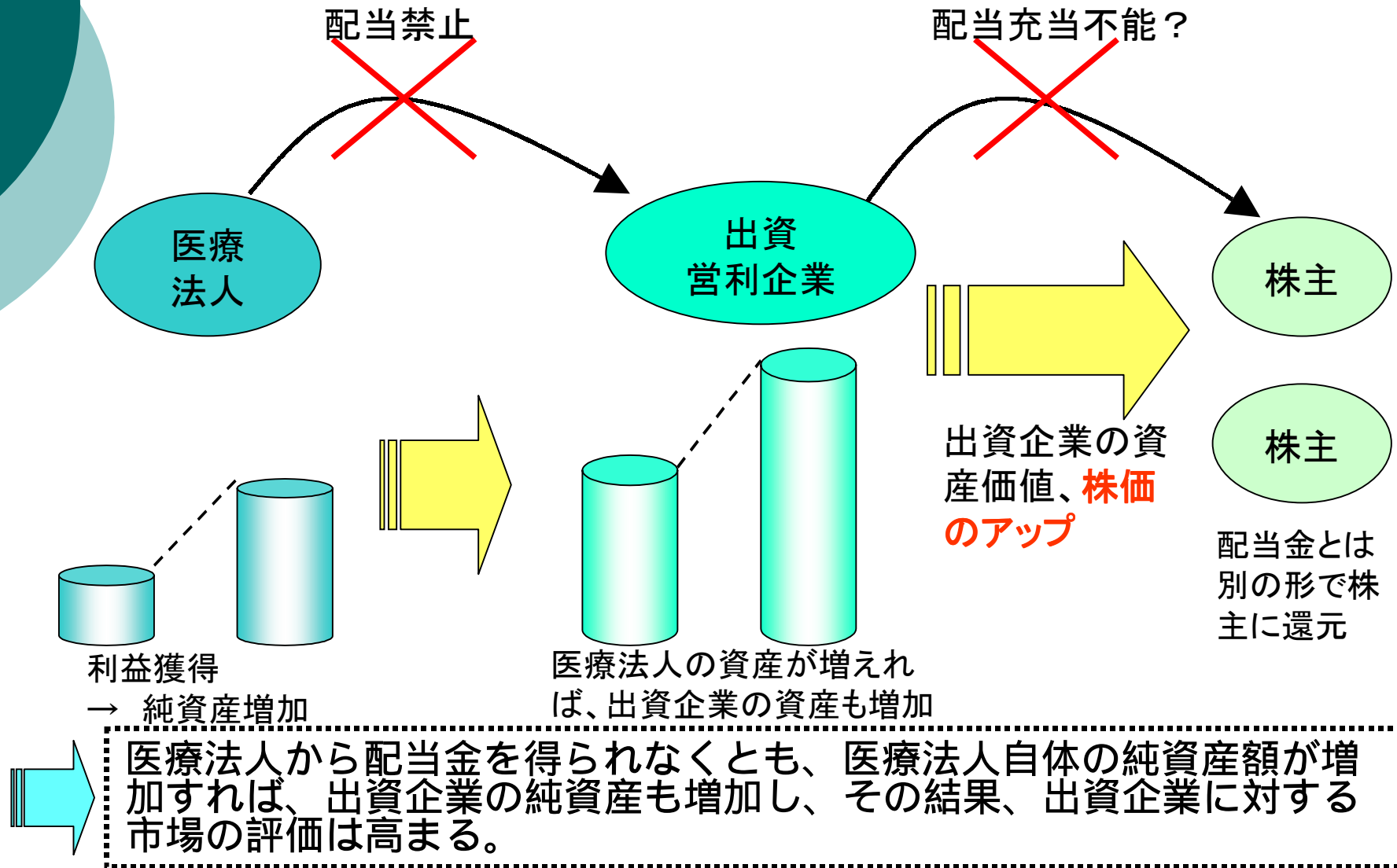


医療法人は、出資企業の傘下に入り、「子会社」に
→ 営利企業が医療そのものを支配

医療とは、患者の生命、健康を守ることであり、非営利の原則が貫かれなければならない。
利益を追求し、投資家へ還元することを命題とする営利企業が、医療法人に影響力を持ち、支配下に置くことは、決して認めない。

営利企業による医療法人の支配

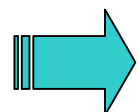
1. 株主への利益の還元



どのようにして、出資企業の株価を上げるか たとえば、銀行では・・・

貸し渋り	取引先の選別。優良企業にしか貸さない
富裕層の囲い込み	一般預金者には最低限のサービス 大口預金者には特別金利等多様なサービス
不良債権のカット	破綻債権などの処理
リストラ	高収益分野に資本を集中するため、低収益 店舗の閉鎖、不採算部門の人員削減

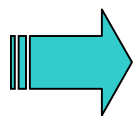
営利企業として正常な経営判断
法令遵守に反する行為ではない
株価をアップさせないと、市場から退場させられる



銀行の株価をアップさせること（株主の望むこと）が、一般預金者や事業者などにとっても良いこととは、必ずしも限らない。

銀行の株価アップ策を医療法人出資企業に置き換えると・・・

貸し渋り	患者の選別。高い付加価値のサービスを受け、高額な医療費を払える患者を優先
富裕層の囲い込み	利幅の大きいサービスを受ける患者には、医療内容や優先診察等、多様な面で優遇 親会社等との連携（生保、クレジットカード・ローン等） 同じグループ内の医療機関で囲い込み
不良債権のカット	利益を得られない患者の診療抑制
リストラ	利幅の大きい医療分野に資本を集中するため、不採算部門の閉鎖や低収益部門の医師・看護職員等の削減



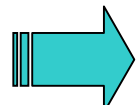
営利企業の正常な経済活動。法令に反するものではない
医療法人の出資企業の株価をアップさせること（株主の望むこと）が、
一般の患者にとっても良いこととは、必ずしも限らない。

株主の利益と利用者の利益

- 株主の望むこと（＝株価のアップ）が、一般の利用者にとっても良いこととは限らない
- 親会社や出資元企業の事業内容によっては、利用者の利益と相反することもありうる（生命保険会社、医薬品会社、ローン会社等）
- 法令に反しない限り、会社の市場価値を向上させること（不採算部門の閉鎖や優良顧客・富裕層の囲い込みなど）は、株式会社の経営者に課せられた使命である
- 営利企業の活動が法令に反していても、株主の利益に合致する限り、会社の市場価値が上がり続けることがありうる（コーポレートガバナンスは働かない？）
 - 例：数年前の商工ローン問題では、マスコミで報道されるまで株価は上昇基調にあったのではないか

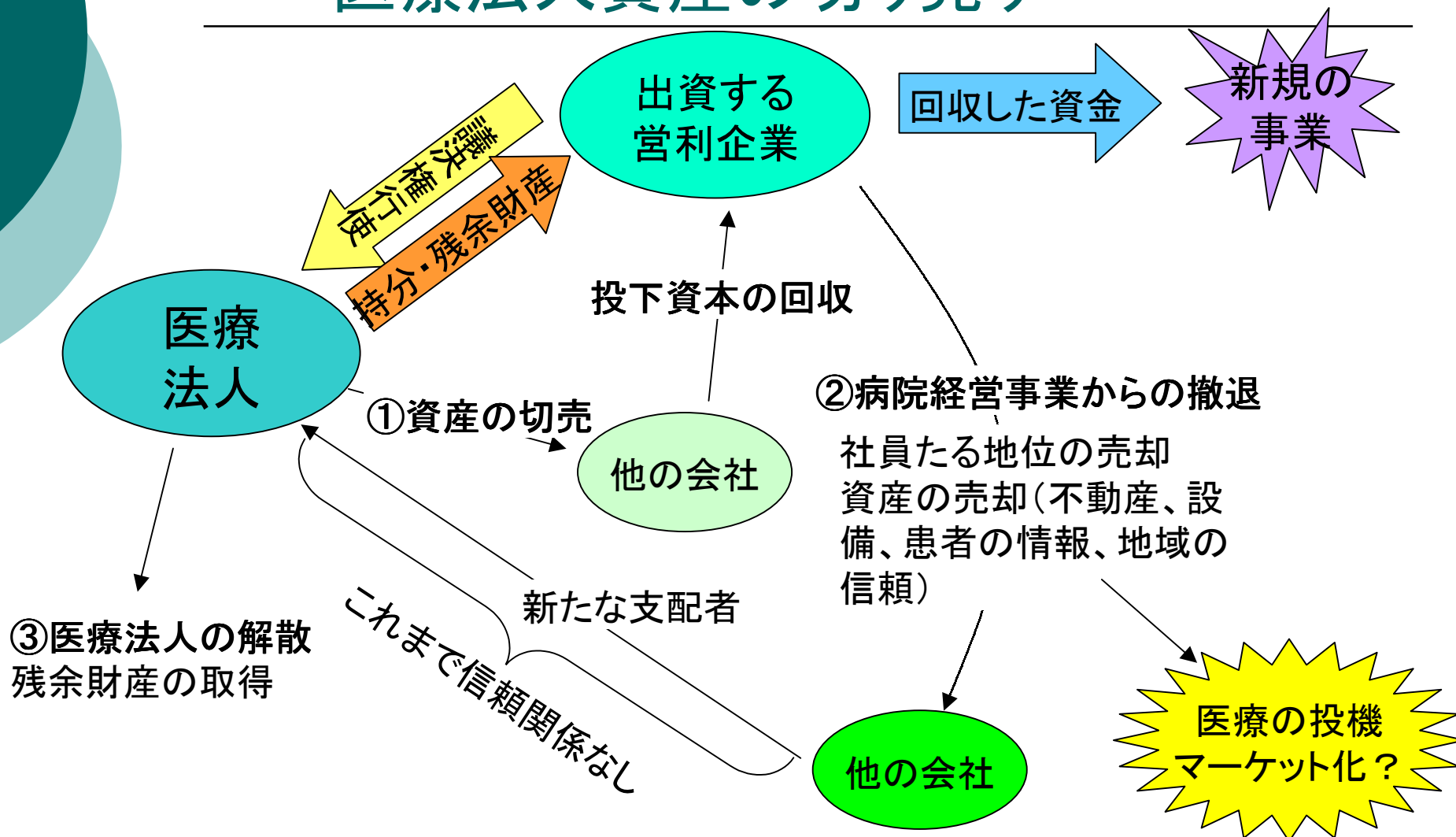
株主にとって、自分の利益が最優先。

一般利用者の利益に反していても、儲ければ目をつぶる。

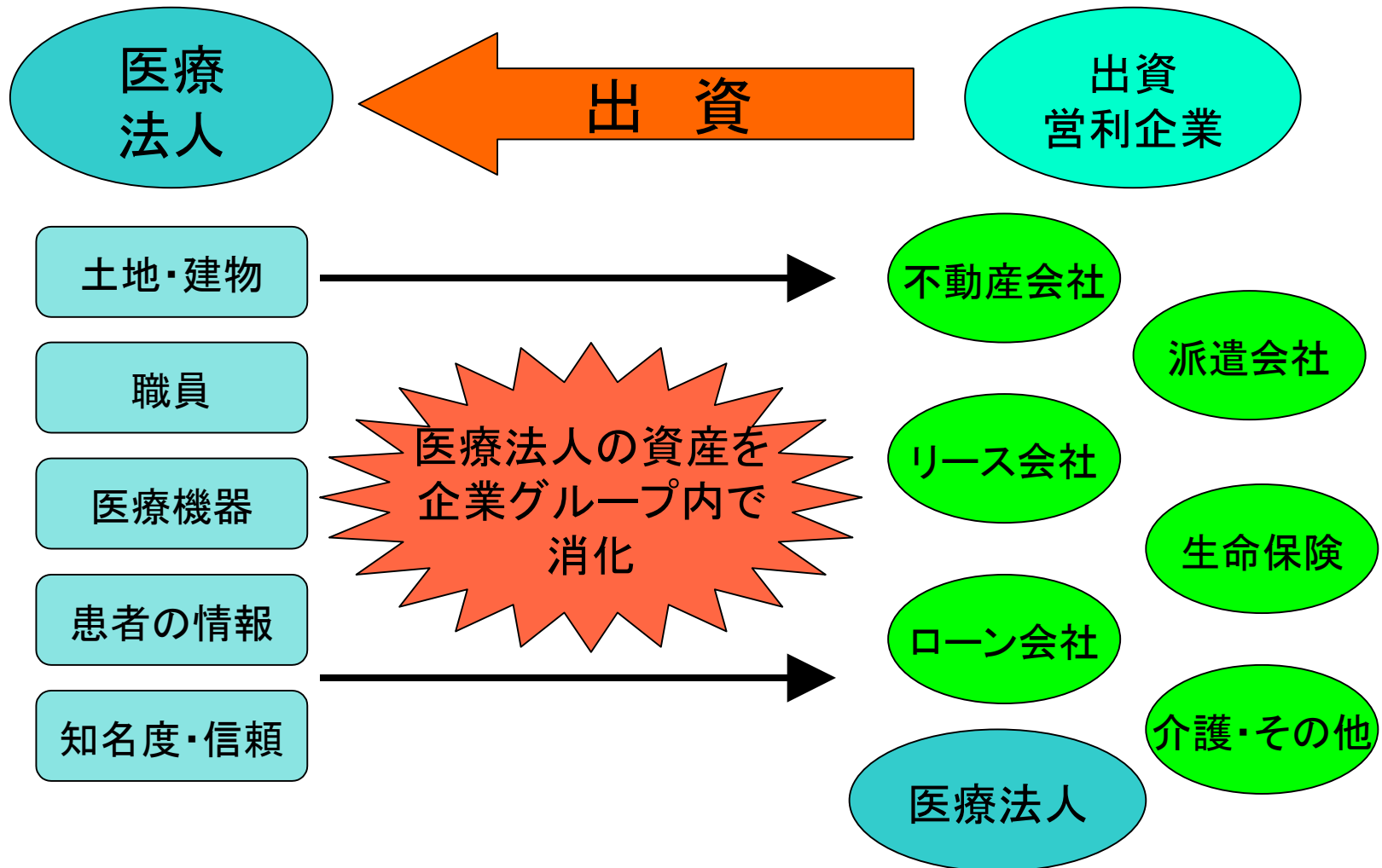


医療法人が実質子会社の場合、親会社の利益に反することはできない

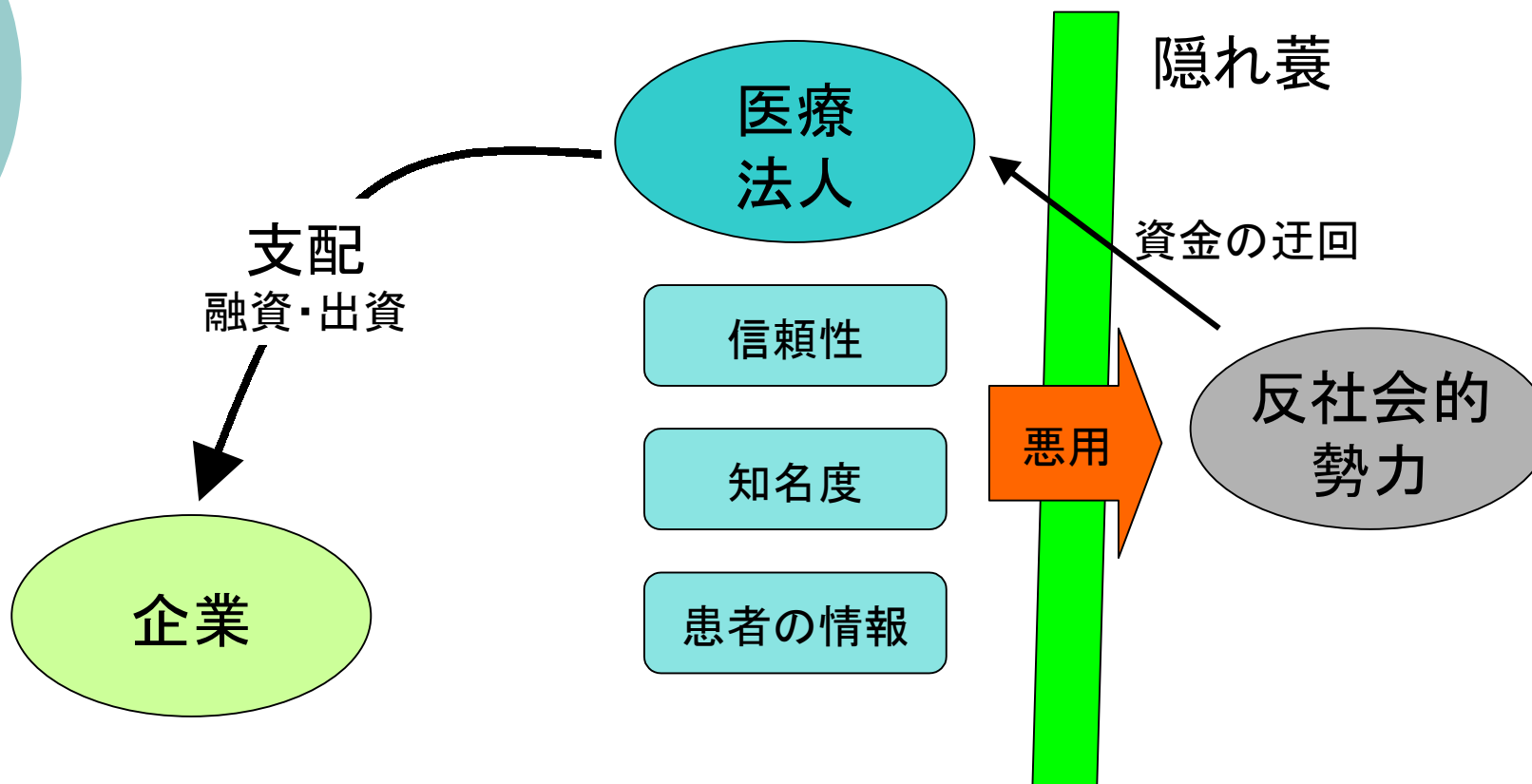
2. 営利企業の投下資金の回収 ～医療法人資産の切り売り～



3. 医療法人の企業グループ化



4. 反社会的勢力の医療法人支配

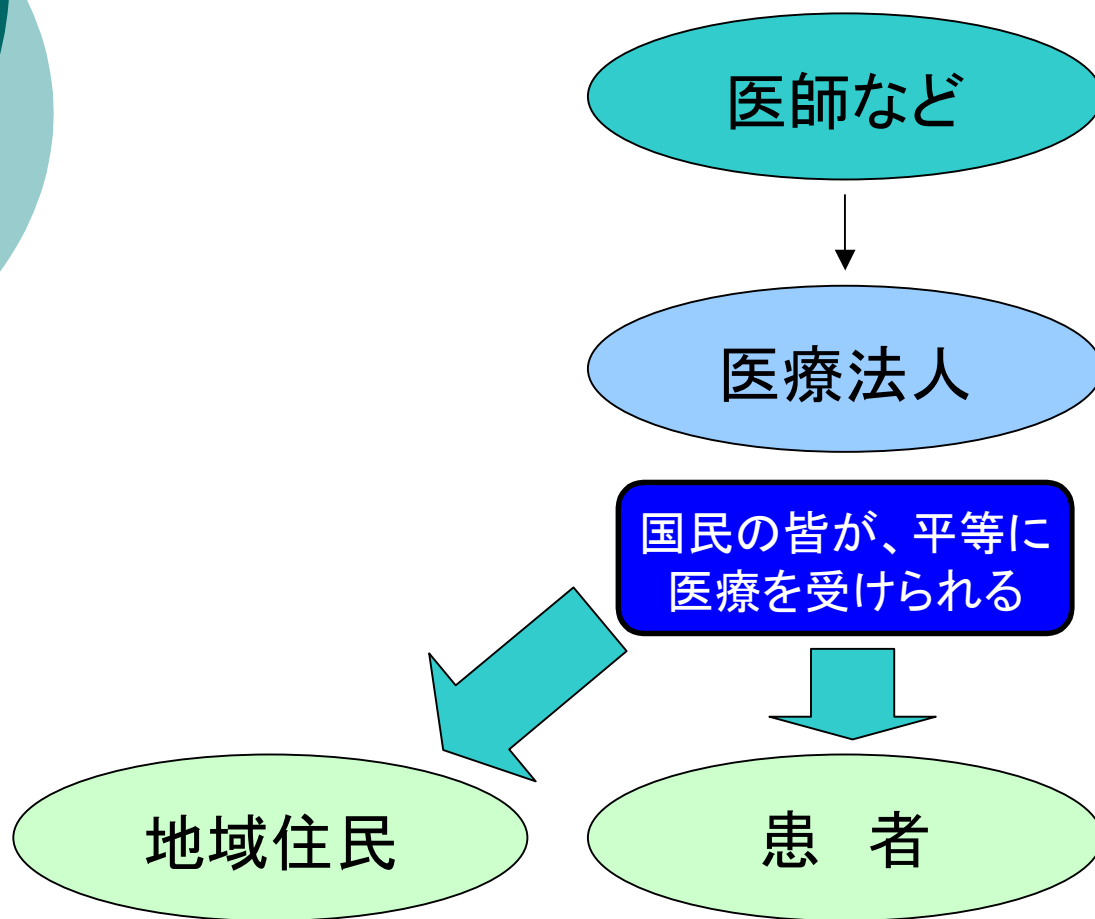




医療法人の本質

- 医師が、地域の住民に永続的に医療を提供できるようにすることを目的とする。
- 医療法人の社員は、人と人とのつながりを拠り所とし、決して、資本論理で結びついたものではない。
- 利益が上がらなければ、即撤退し、新規事業に投資先を振り替えるものではない。

医療の非営利原則



営利企業による医療の支配

